

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第3回 松阪市施設使用料等検討委員会	
2. 開 催 日 時	令和2年3月23日(月) 午前9時30分～午前11時15分	
3. 開 催 場 所	松阪市役所 本庁舎 5階右側第1・第2会議室	
4. 出席者氏名	委 員	寺本 博美(委員長) 青木 俊樹 中西 幸男 中畑 裕之 中山 一男 平岡 豊子 保田 真宏
	事務局	家城 企画振興部長、岡本 市政改革課長、梶 市政改革課施設マネジメント係長、笠原 市政 改革課施設マネジメント係員
5. 公開及び非公開	公 開	
6. 傍 聴 者 数	0名	
7. 担 当	松阪市 企画振興部 市政改革課 TFL 0598-53-4103 FAX 0598-25-0825 e-mail shisei.div@city.matsusaka.mie.jp	

協議事項・議事録 別紙

第3回松阪市施設使用料等検討委員会 議事録

と き：令和2年3月23日（月）午前9時30分～午前11時15分

と ころ：松阪市役所 本庁舎 5階右側第1・第2会議室

出席者：青木俊樹委員、寺本博美委員、中西幸男委員、中畑裕之委員、中山一男委員、平岡豊子委員、保田真宏委員

事務局：家城企画振興部長、岡本市政改革課長、梶市政改革課施設マネジメント係長、笠原市政改革課施設マネジメント係員

傍聴者：0名

事 項：1. 検討事項

（1）性質別負担割合について

（2）同種・同用途施設の原価計算について

2. その他

・今後のスケジュールについて

（午前9時30分開始）

事務局)

ただ今より、第3回松阪市施設使用料等検討委員会を開催させていただきます。

本委員会は、松阪市が定める「審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針3 会議の公開の基準」に基づき、公開とさせていただきます。

それでは、ここからは委員会要綱にしたがいまして、委員長が議長として議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

1. 検討事項

委員長)

本日の事項を検討する前に、第2回の委員会で検討した「原価計算方法の考え方」についての確認を、事務局からお願いします。

事務局よりの第2回の委員会での検討内容の確認

（主な内容）

（1）使用料の基本ルール

使用料 = 原価 × 性質別負担割合 × 利用者区分率 × 減免率

(2) 原価について

原価に含まれるものを、①直接人件費、②物件費、③維持補修費、④備品購入費とする。

⑤施設建設費と⑥施設改修費は、社会資本として行政の責任で整備するものであるため算入しない。また、④備品購入費の原価償却の計算方法は「取得価格」÷「使用年数」とし、「使用年数」は耐用年数ではなく、想定される試用期間とする。

(3) 原価計算について

①会議室等の場合

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} + \frac{1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト} \times \text{室面積} \times \text{使用時間}}{1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間あたりの行政コスト} = \text{年間行政コスト (B)} \div \text{室面積の合計} \div \text{年間使用可能時間}}$$

②個人利用施設（プール等）

$$\text{原価} = \text{直接人件費 (A)} + \frac{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 回あたりの原価}}{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 回あたりの原価} = \text{年間行政コスト (B)} \div \text{年間施設利用可能者数}}$$

委員長)

ただいま、事務局よりの第2回の委員会での検討内容の確認がありましたが、委員のみなさま、異議や意見はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

委員のみなさまから異議はございませんでしたので、第2回の委員会での検討内容に承認いただきましたので、本日の「検討事項」の「性質別負担割合について」等の検討を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局よりの「性質別負担割合について」等の説明

(主な内容)

○性質別負担割合について

- ・原則 100%とする。
- ・体育館や文化ホール等、公共性が高く、かつ、民間による提供が難しい施設（非市場的施設）は、性質別負担割合を 50%とする。

○上限設定について

- ・見直し後の使用料の上限を改定前の施設使用料の原則 2 倍を限度とする。

○利用者区分率について

- ・市民と市民以外の利用者区分を設定する場合は、市民以外の乗率を 3 倍までとする。
- ・団体割引の利用者区分を設定する場合は、団体割引の乗率を 0.8 倍までとする。
- ・営利目的、興業目的の利用者区分を設定する場合は、その乗率を 3 倍までとする。

○算定の例外について 等

委員長)

事務局より「性質別負担割合」や「上限設定」についての説明がありました。性質別負担割合については、図書館や公園等の種別ごとに説明がありましたので、一番目の図書館に関して検討を行います。

図書資料の利用の使用料とは別に、付属の自習室と会議室の負担割合をどのように扱うべきかという検討が必要です。事務局からの説明では、自習室は学習の場であるため無料である一方、会議室は他の施設と同様に負担割合を100%とする考えが示されましたが、委員のみなさまはどのように考えられますか。

委員)

自習室の使用料は無料がよいと考えます。学生の学習の場という意味合いだけでなく、ご高齢の方が資料収集の際にも使われますので、図書館機能の1つではないでしょうか。

委員長)

私も図書館機能の1つと考えます。今後、高齢社会がさらに進めば、生涯学習としての自習室の役割は重要になっていくでしょうから無料とした方がよいでしょう。一方の会議室の負担割合を100%としていますが、他の施設との関連もありますが、この点はいかがでしょうか。

委員)

負担割合が100%でも民間で借りることを考えると、高くはないでしょう。

委員長)

それでは負担割合を自習室は0%、会議室は100%としますが、委員のみなさまいかがでしょうか。

—委員より異議なし—

委員長)

二番目に体育館に関して検討を行います。事務局からの説明がありましたが、体育館の利用については市民の健康増進効果もあり、それに伴い健康に関するコストが低減されることから負担割合は50%とします。ただし、トレーニングジムや卓球場は民間にも同様の施設があることから負担割合は100%とすることについて、委員のみなさまはどのように考えられますか。

—委員より異議なし—

委員)

確認ですが、地域の子どもの卓球チームが利用する場合は、負担割合100%で利用者区分率をかけるという理解でよろしいでしょうか。

委員長)

利用団体の特性について、どのように考えるかという点も検討が必要でしょう。

事務局)

卓球場としての専用スペースとして借りるのであれば100%となりますが、体育館に卓球台を出しての使用する場合は50%となります。

委員長)

このあたりの問題については「算定の例外について」の中で検討となるでしょう。

三番目に文化ホールに関して検討を行います。事務局からの説明では、文化ホールについては負担割合50%、付随する会議室や多目的ホールは民間で代替可能のため100%としています。文化ホールの50%については社会的便益が発生していると考えられますが、委員のみなさはどのように考えられますか。

委員)

会議室については図書館と同様100%でよいと思いますが、多目的ホールについては文化ホールの使用する場合もあり、会議室と同様に考えてもよいのかという疑問はあります。

委員長)

多目的ホールについては多様な使用方法がありますが、事務局はどう考えますか。

事務局)

多目的ホールについては、会議室として以外に様々な使用方法がありますが、文化ホールの使用した場合も負担割合を50%とせず、基本的には100%とします。また、維持管理費について考えると、文化ホールの大きな空間と比べ、多目的ホールは比較的小さな空間になりますので、それほど高くはなりません。

委員)

文化ホールで入場料を徴収するコンサートを開催した場合、事業者が払う使用料についても50%となるのでしょうか。

事務局)

その場合、営利目的となりますので「利用者区分率」のところで説明しましたが、営利目的、興行目的の利用者区分になり、3倍までの料金を設定できます。つまり文化ホールであれば50%の3倍で、算定した原価の1.5倍の料金まで設定することができます。

委員長)

多目的ホールで小さなコンサートを行いたいと要望があった場合は、どう考えるのかという問題があります。その点については、負担割合の検討とは別に、使用目的を検討し「算定の例外」に該当するのか議論や、使用料の免除に関する検討が必要になるでしょう。

それでは、負担割合の原則として文化ホールは50%、付随する会議室や多目的ホールは100%としますが、委員のみなさまはどうでしょうか。

—委員より異議なし—

委員長)

四番目の会議室の検討を行います。事務局からの説明では、特定の目的がある方が利用しますので、負担割合は100%とします。ただし、利用者区分によって使用料についても減額・免除を条例等で定めるということでした。

原則があつての例外となるので、例外についてはしっかりと整理する必要があると考えます。例えば、大阪府の茨木市では、使用料の減額・免除について、税の公平な配分を確保するため、「公の施設使用料免除団体審査会」の審査を経て決定しています。

それでは、会議室の負担割合を原則100%とします。ただし、利用者区分によって使用料の減額・免除を行う場合は条例等で定めるとしますが、委員のみなさま意見や異議はありませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

五番目の公園に関して検討を行います。一言で公園といっても使用用途は施設毎に様々ではないでしょうか。

委員)

占有使用する場合は負担割合を100%としていますが、この場合はどのような公園や使用を想定しているのですか。

事務局)

現在、「松ヶ崎公園グラウンド」や「東町公園グラウンド」等で野球やソフトボールで占有する場合の使用料を一回550円と都市公園条例で定めております。今回、施設の維持管理費を占有面積で算定した使用料を、利用者に100%の負担を求めものです。

委員)

地区で盆踊りを開催する場合はどうなるのでしょうか。

施設所管課)

現状、地域の催しで公園を使用する場合は、基本的に使用料の減免を行っています。

また、事務局の資料には占有使用と記載がありますが、都市公園条例上の占有の意味は、電柱等の公園本来の目的以外にやむをえず許可・設置した際に用います。そのため、公園をソフトボールやサッカー等のグラウンドとして使用する場合は、使用の許可を出し、使用料を徴収しています。また、基本的に公園で行われるふさわしいと考えられるものについては、地域の催しを含めて使用を許可しています。

委員長)

例えば、「中部台公園」の芝生広場をサッカー場として使うことは可能なのでしょうか。

施設所管課)

「中部台公園」の芝生広場は競技スペースではないため、許可することはできません。ただし、メーデーや「松阪こどもまつり」等については公共の催しということで許可しており、減免申請をして無料で使用しています。

委員長)

現状、公共的な目的や地域の催しについては公園の使用料は免除しているということでした。

事務局)

使用料の減額・免除の制度については、次回の委員会において基準の検討を行いたいと考えています。

委員長)

施設所管課から「占用」の定義についての説明がありましたが、用語の定義については一般的に分かりづらく、整理が必要でしょう。

事務局)

占用については、都市公園条例上、電柱や水道管等を設置する場合の用語であると認識していますので、条例改正の際には土木課と調整させていただきます。

委員長)

用語についての整理は必要ですが、公園の負担割合を100%とすることについて、委員のみなさまご異議はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

六番目のスポーツ施設ですが、事務局からの説明では、サッカー場、ソフトボール場、テニスコート等の屋外のグラウンドについては、基本的に100%を負担していただくこととなります。この点について、委員のみなさまご意見はございませんか。

委員)

ナイター照明の料金についてはどのように整理するのですか。

事務局)

ナイター照明の電気代だけを算出することが難しいですため、基本的には全ての光熱水費を経費として含めた上で、全日の使用料の単価として算出しました。そのため、昼夜関係なく、照明や空調の使用の有無を問わず、全時間帯同一料金の負担をいただこうかと考えています。

委員)

ナイター照明の電気代の基本料金はすごく高いのですが。

事務局)

「嬉野グラウンド」を見てみると、照明の使用が高いので、夜は特に使用されていない状況が続いていますので、昼夜の使用料の格差をなくし、夜間の利用を増やしたほうが市の施設としては効率的に運営できると考えます。

委員長)

ナイター照明の電気代が高いということですが、照明設備だけ別にメーターつけることは現実的ではないでしょう。

委員)

「嬉野グラウンド」の場合、月に15日のナイターの利用がないと採算がとれない状況ですが、現状の利用は少なく、ナイター照明だけを考えると赤字です。

委員長)

使用料の見直しは、市の施設をできる限り多くの方に利用してもらおうという観点も必要であり、採算性だけを考えて使用料が高くしすぎると利用が進まないという問題もあります。

事務局)

現状としてナイター照明の使用料を徴収している経過がありますので、どのように整理していくかについては施設所管課と調整していきます。ただし、ナイター照明の電気代だけを分けることは難しいため、ナイター照明の使用の有無や昼夜による区別はしないという整理はいかがでしょうか。

委員長)

昼間と夜間で同じ条件ではないわけですので、そのあたりが一つの判断基準なのではないでしょうか。経費は夜間の方が高いため、使用料も高いのが一般的ではないでしょうか。

施設所管課)

「総合運動公園」のナイターを使用する場合、使用料とは別に照明代として別途使用料を徴収しています。具体的には、「スケートパーク」のナイターについては、ほとんど電気代がかからない施設のためナイター料金はとっていませんが、人工芝の「多目的グラウンド」には大型の照明を設置しており、かなり電気代がかかるので、別途料金がかかります。「総合運動公園」については、年間の使用回数や電気代等を想定してナイター照明の料金を条例において設定しています。

委員長)

現状、ナイター照明の料金を別途とっている施設があるが、これはどのように整理しますか。

事務局)

光熱水費については請求が一つであることがほとんどであり、どの部分がナイター照明分というように切り分けるかことが難しいという課題があります。原価を計算するにあたっては、この区別ができないと使用料の算定はできません。そのため、昼夜の使用や照明の使用の有無を区別せず、わりやすく設定を行いました。しかし、ナイター照明の料金を徴収することも受益者負担の考え方の1つですが、その料金設定の根拠をどのように定めるかの検討が必要です。

委員長)

第一に、ナイター照明について別途負担を求めるかどうかの原則を検討するべきではないでしょうか。ナイター照明の料金をどのように定めるかをという課題はありますが、これは負担を求めるかどうかの原則を定めた次に検討するものです。

事務局)

ナイター照明のほかに空調設備についても定める必要があります。

委員)

同じような問題は、文化施設の空調機器に係る電気代についてもあります。いままでの使用の検討に関しての考え方は一般的にわかりやすかったように感じます。施設を使うので100%の負担とし、夜間使用した場合の電気代を負担するというのは非常にわかりやすいです。使用状況が違うのに、昼間と夜間の料金が同じというのは、かえて分かりにくのではないのでしょうか。

事務局)

文化ホールの空調機器についても、ナイター照明と同様の考え方でよいでしょうか。

委員)

空調料金については高く感じるが、季節的に使用頻度に差異があり、支払いたくなければ使用しなくてよい時期に借りたらよいため、利用者の抵抗感はあまりないように感じます。

施設所管課)

文化ホールの空調については1時間当たりで金額設定しており、照明設備等の付属設備についても別途、料金を定めています。

事務局)

個別では様々な条件等が異なってきますが、今回の使用料検討の中では、できる限りわかりやすい基準を定めることが目標です。全施設を統一できる基準は何なのかについて、検討していただきたいと考えています。

委員長)

グラウンドは施設全体を使用するわけではないので、付属設備を含めて100%負担することに疑問がありま

す。

事務局)

ナイター照明や空調機器を含めた付属設備をどのように扱うのか、また何が付属設備となるかを検討するべきではないでしょうか。そのうえで、付属設備となるについては、施設の使用料とは別に負担を求めることになるでしょうから、空調等どこまでを付属設備とするのかをご議論いただきたいです。

委員)

今回の検討はあくまでも基本設計なので、シンプルに考えたほうがよいでしょう。個々の施設の状況によって付属設備のプラスアルファを考える必要がありますが、この場はあくまでも基本設計を議論しなければなりません。

委員長)

今回は、施設の使用料と付属設備とは別々に考えていくということになるでしょう。

委員)

事務局の案では、体育館とテニスコートを比較した場合、同じスポーツ用途であるにも関わらず、体育館は50%、グラウンドは100%となってしまいます。屋外競技と屋外競技と違いが生じることに疑問があります。

テニスコートについては、体育館内の卓球場と同じ考え方であることは理解できますが、サッカー場やソフトボール場が民間で提供できるかというとなかなか難しいのではないのでしょうか。

事務局)

維持管理費について基本的には、体育館は屋内空間で大きいため、どうしても維持費が高くなるというところで50%、テニスコートやグラウンドは屋外なので屋内と比べると維持費がかからないため100%としています。

また、テニスコートやサッカー場については民間でも提供されており、設備が違うため正確な比較はできませんが、市施設の使用料を100%負担としても民間より安くなります。負担を下げ、さらに安くすると民業圧迫につながる恐れがあると考えています。

委員長)

市の施設として、テニスコート、ソフトボール場、サッカー場はあるが、ラグビー場はないのですか。

事務局)

榎田川河川敷のグラウンドはラグビー場としても利用可能です。公園であるため使用は原則無料ですが、ラグビー場として許可を得て使用する場合は550円です。

委員)

ナイター照明として料金を徴収しているテニスコートはあるのですか。

事務局)

「中部台公園」と「ワークセンター」のテニスコートにはナイター照明が整備されています。「中部台公園」はナイター照明代としては徴収していませんが、テニスコートの夜間使用料金が昼間と比べ高く設定されています。「ワークセンター」については、テニスコート自体の使用料金は昼間と夜間に違いはありませんが、1時間単位で照明代が設定されています。

委員)

昼間と夜間の使用で分けて整理するべき設備は他にどのようなものがあるのでしょうか。

事務局)

対象の設備につきましては次回提示させていただきます。

委員)

また、使用料とは直接関係がないのかもしれませんが、各施設には設立当時の目的が異なるのではないのでしょうか。飯南や飯高地域等の地域特性もあり考慮すべきであり、全施設を一緒に考えてよいのかという懸念があります。

委員長)

基本的には、使用料はサービスの対価として支払うものであるということを考えると、100%の負担は原則です。ただし、原則から外れる例外についても検討を行わなければなりません。次回の委員会で、具体的にどのように取り扱うべきかを検討しましょう。

事務局)

今回の委員会において、ナイター照明等の付帯設備についての資料をお示します。

委員)

事例を具体的に検討しすぎるとすると決まらないため、基本となる考え方を検討しましょう。例えば、昼間の使用料の算出方法だけは全施設統一し、夜間利用について別途費用がかかる施設については追加で料金を徴収するなど全施設統一できる基準を定める必要があるでしょう。

事務局)

夜間料金を昼間の料金と区別することは難しいと考えています。使用料の算出方法は、施設の係る経費を積算し、占有時間や面積で割って原価を算出しますが、この経費は昼間も夜間も含めたものです。区別するには、夜間にかかる経費分を夜間料金の上にさらに加算するか、昼間の料金から夜間の経費部分を除くことになり、この夜間の経費を正確に積算し、サービスに対する対価として負担を求めることが可能であるかという疑問がありますが、次回の委員会に一度提示いたします。

委員長)

実際に茨木市ではものすごく細かく計算し使用料を算出しているのので、参考になるでしょう。夜間料金については、次回以降も継続的に検討していきましょう。

検討事項の大枠である性質別負担割合の原則はご理解いただけたということで、委員のみなさま異議はございませんか。

—委員より異議なし—

委員長)

5番目の上限設定についての検討を行います。見直し後の使用料の上限については、際限なく値上げするのではなく、見直し前の2倍までとすると事務局から説明がありましたが、私は妥当であると感じます。2倍という数値について合理性を示すのは難しいですが、他の市町を事例からも特別高くも低くもないようです。

委員)

今回の見直しの上限が2倍ということでよろしいか。

事務局)

その通りです。

委員長)

それでは上限設定は2倍までということで、委員のみなさまいかがでしょうか。

—委員より異議なし—

委員長)

6番目の利用者区分率についての検討を行います。1番目は年齢による区分、2番目は市民か市民以外かの区分、3番目は個人か団体かの区分、4番目は営利目的や興行目的があるかの区分です。利用者区分率のついても根拠を示すことは難しいですが、各市も同じような状況のようです。

委員)

現実的には、自治会や障がい者の団体に会議室等を無料で貸し出している施設も多いのでは。

事務局)

自治会や障がい者グループに無料で施設を貸し出す場合は減免基準で定める必要があり、次回の委員会で検討します。

委員)

年齢による区分ですが、例えば幼児が文化ホールのように1つの席を占有する場合は、正規の利用料を徴収

するべきと思いますし、テニスコートやグラウンドについても同様であるべきではないでしょうか。

事務局)

この利用者区分については全施設に適用するのではなく、必要がある施設のみ区分を設け、その際の基準となるものです。

委員)

どのようなときにこの年齢区分を適用するのでしょうか。例えば、幼稚園が文化ホールを使用したい場合の利用者区分率は0.25になるのでしょうか。

委員)

このような場合は、1席ごとの正規の使用料は取ることになるのではないのでしょうか。

事務局)

この年齢による利用者区分については、プール等の個人利用の際に適用するものです。ホールのような貸館については1室ごとの正規の使用料となりますので、ホールを大人が使用しても、幼児が使用してもその使用料は変わりません。ただし、幼稚園が公的な目的で利用するのであれば、減免基準が合致するかの検討が必要です。

委員)

小学校が何かしらの行事で文化ホールを使用した場合の使用料はどう考えますか。

事務局)

その場合も減免基準に合致するかを考えることとなります。小学校の利用目的に応じて、50%の負担割合で算出した通常の文化ホールの使用料を半額に減額するのか免除するのかは、次回の委員会でご議論いただきます。

委員)

高校生が発表会として文化ホールをかなり利用しているようですが、現状はどのような対応しているのでしょうか。

施設所管課)

「市民文化会館」の現状としては、高校生の発表会は公的な利用と判断し減免申請をいただき使用料を免除しています。

事務局)

減免制度については、市の許可が必要になり、減免申請をしていただいて初めて適用されますので、本日のご議論いただいておりますのは正規の使用料についてです。また、減免基準については次回の委員会でご検討を行

います。

委員長)

この年齢による利用者区分率は、プールや「はにわ館」等の個人利用の場合のみに適用するということですか。

事務局)

そのとおりです。年齢による利用者区分は、一定の区域を不特定多数の方が利用する等の個人利用の料金設定に適用することができるものであり、会議室やホール等一定区画を貸切の場合は年齢による利用者区分率の対象外です。

委員長)

文化ホールでの映画鑑賞等の入場料は、今回の使用料とは別に考えることになるのでしょうか。

事務局)

そのとおりです。文化施設の自主事業として徴収する入場料の料金設定については、また別の議論であり、当委員会で検討するのは文化施設の貸館の使用料です。

委員長)

そうすると今回の幼児等の年齢区分はあまり意味がないように感じます。

事務局)

プールやスケートパークが主な対象と考えています。また、幼児の利用はあまり想定されませんがトレーニングジムも含まれます。

委員)

営利目的と興行目的の利用は、3倍まで乗率を設定することができるということでしたが、地域の方が行うイベントをどのように取り扱うかという問題があります。地域の方は、入場者数が読めない状況で、少しでも自分たちの負担を少なくするために、経費を賄えるだけの最低限の入場料を設定しています。この場合も営利目的として取り扱うのでしょうか。

事務局)

営利目的と興行目的の判断は、入場料を取ることに對してではありません。例えば、イベントにかかる経費を負担していただくための入場料を少額いただく場合は営利目的ではありません。そのため、利益をあげることを目的に開催しているかどうか判断基準になるかと思います。

委員)

現状はどうなっているのでしょうか。

施設所管課)

「市民文化会館」の場合はパンフレットに、「営利とは商業の宣伝、営業もしくはそれに類するもの」としており、当てはまった場合は営利目的の料金設定としています。現状の取扱としては、入場料を設けるかどうかで最初の判断をします。入場料を設ける場合でも一般使用なのか、営利目的なのか判断することになります。しかし、場合によっては入場料を設けない場合でも営利目的として判断することがあります。

事務局)

このように判断が複雑な場合もありますので、今後はもっと簡単に営利目的なのか、そうではないのかで判断ができるようにしたいと考えています。

委員長)

営利の判断は難しく、NPO であっても税金を支払っている団体と支払っていない団体があり、入場料をとっていても人件費等の活動費にすべてを使ってしまうと、非営利団体となります。

事務局)

利用団体が NPO であるか株式会社によって判断するのではなく、あくまでそのホール等の使用方法が営利なのか、そうではないのかによって判断することになります。

委員長)

チャリティーコンサートについてはどう考えますか。

事務局)

そのような場合は減免申請を行い、許可をするかどうかという判断になります。営利なのか非営利なのかは、かなりケースバイケースで判断することになると思われます。

委員長)

しかし、それをきちんと認定するような仕組みが必要です。免除するのであれば、ある一定の透明性を保つことが必要となってくるのではないのでしょうか。

営利目的で3倍や団体割引で0.8倍等の乗数は、原則として常識的な範囲内であると考えます。様々な利用者区分率については、ご理解いただけたということで、委員のみなさまいかがでしょうか。

—委員より異議なし—

委員長)

7番目の算定の例外についての検討を行います。記載は2行と少ないが、重要な意味を持っています。まず、「別途協議を行い決定するものとします」ありますが、現実にはどのように取り扱うのでしょうか。

事務局)

原則を定めても、政策的に別料金を定めることで利用促進が図る必要がある場合に、算定の結果とは異なる使用料を、協議を行って定めるという例外的な対応も出てくると考えています。

委員長)

特定の施設の利用促進を政策的に行う必要がある場合が、どのようなものがあるのかという具体的にイメージを持たないといけません。特定の施設の利用促進だけではなくて、障がい者団体の使用等についても併せて考える必要があります。体育館であれば、車いすバスケットも想定され、このようなことも場合は別途協議を行う必要も出てくるでしょう。法律も例外があるから作ることができるので、例外のことはきちんと理解しなければなりません。委員のみなさま、この点につきましてご意見やお考えはないでしょうか。

委員)

別途協議を行うとありますが、協議の主体はどこでしょうか。

委員長)

誰と誰が何処でどのように協議するのがはっきりしないといけません。

事務局)

施設所管課が市政改革課と協議することになります。今後、具体的なルールを整理しどのように明記するかについては考えます。

委員長)

次は検討事項（2）の「同種・同用途施設の原価計算」について、事務局からの説明をお願いします。

事務局)

「同種・同用途施設の原価計算」について説明させていただきます。

テニスコートやグラウンド等の同種・同用途の施設の使用料については、各施設間の使用料の差をなくし、同一の使用料にする方が、市民にとって分かりやすいのではないかという意見があります。

そこで、同種・同用途の使用料を統一するため、同種・同用途の施設すべての原価を平均した場合についての検討を行いました。

検討の結果、施設ごとの経費や環境が異なるにもかかわらず、使用料が変わらないことで、かえって利用者間の不公平が生ずることになります。これらの課題から、同種・同用途の施設使用料を、一律平均化し、同一料金とすることは受益者負担の公平性が図れず、望ましくないと考えます。

ただし、地区市民センターや公民館等、設置目的が同じであり、一つの条例に定められているような施設については、利用サービスも類似していることから、同じ料金とすることも可能であると考えます。

以上より、結論として「同種・同用途の施設使用料は、原則、同一料金としますが、同一条例に規定された施設で、設置目的が同じものは、その施設全体の原価を平均したものを使用料とすることができる。」とします。

委員長)

同種・同用途の施設の使用料は統一した方が分かりやすいと感じますが、設置場所も利便性も違う施設の原価を平均化し同一化することが利用者にとって公平かどうかの検討が必要でしょう。

委員)

事務局から示された各市民センターの平米あたりの単価にばらつきがあるのですか、その原因は何でしょうか。

事務局)

同じ市民センターであっても、それぞれ施設全体の面積には大小ばらつきがあります。一般的に面積が大きい施設は面積が小さい施設より平米単価でみた場合は安くなります。これは、平米単価は「経費÷施設の使用可能面積」で算出するのですが、小さい施設も大きい施設も固定経費分は大きくは変わりませんので、使用面積が大きい施設の方が割る母数が大きくなるからです。

委員)

各市民センターは利用者が使える設備には違いはないのですか。

事務局)

設置している地域に違いはありますが、設備面の利便性に大きな違いはありません。

委員)

市民センターのように各地域に設置されているものは、地域間の格差を生じさせないために料金を統一するべきとあると考えます。その一方で、テニスコートのように各地域に設置されていない施設は、その施設を選んで利用するということもあり利便性を考慮し、種別ごとに統一せず施設毎の料金の方が公平性を保てるのではないかと考えます。

委員長)

条例に規定された設置目的が同じものについては、その施設全体の原価を平均したものを使用料とすることができるルールが示されています。事務局から示された「同種・同用途施設の原価計算」について、委員のみならず、他に意見や異議はございませんでしょうか。

—委員より異議なし—

2. その他

委員長)

本日の検討は以上ですが、事務局からの「今後のスケジュール」について説明をお願いします。

事務局)

第4回の委員会において減免基準等を検討しますが、開催日程が決まり次第、委員のみなさまにご連絡いたします。

委員長)

本日の協議事項はすべて終了いたしました。全体を通して、委員の皆様からご質問・ご意見はございませんか。委員の皆様からご意見等はないようですので、これにて、本日の議事は終了とします。

事務局)

本日は貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆様からいただいたご意見を事務局にて整理いたしまして、次回の委員会に提示いたしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上
午前11時15分終了